

ご活用下さい！

障害者の働く場に対する 発注促進税制

本税制は、障害者が働く施設などへの発注額が増えた場合に、発注を行った企業に対して法人税等の税制優遇をするものです。



目次

・概要	1
・税制優遇対象者	2
・適用期間	2
・割増償却額	3
・対象となる発注先	4
・割増償却の対象となる減価償却資産の例	5
・事務手続きについて	6
・実際の計算例について	7
・障害者が働いている就労移行支援事業所等の取組例	8

パンフレットの使い方

○**企業の方**はこのパンフレットの内容をよく御理解の上、就労移行支援事業所等に発注するきっかけとして御利用下さい。

なお、本税制優遇の対象となる発注先などの情報については、お近くの市町村やハローワーク等にお問い合わせください。

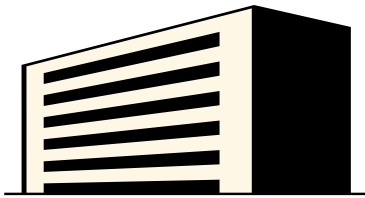
○**就労移行支援事業所等の職員の方**などは、この税制が企業にとってメリットになるものであること踏まえ、このパンフレットを持参し、企業に対して業務開拓を行うなど、積極的に御利用ください。



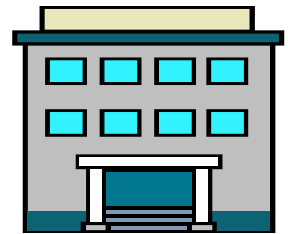
概要

○ 障害者の「働く場」に対する発注額を前年度より増加させた企業について、企業が有する固定資産(減価償却資産)を割増して償却することができます。(法人税等の軽減です。)

※ 発注には業務を下請けした場合のみならず、自家生産した商品を売買した場合等も含まれます。



企業



障害者が働いている
就労移行支援事業所等

税制優遇
が認められ
る

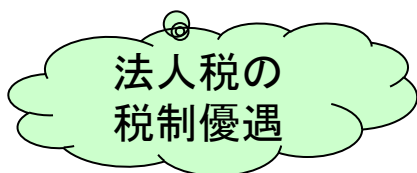
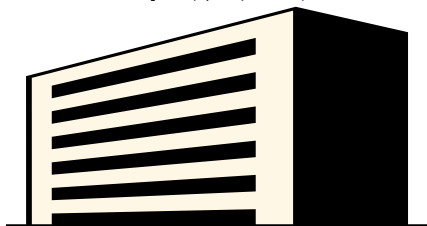
就労移行支援事業所等の障害者の「働く場」に対し、前年度より発注額が増えた場合は、発注元の企業に対し税制優遇(減価償却資産の割増償却)が認められます。



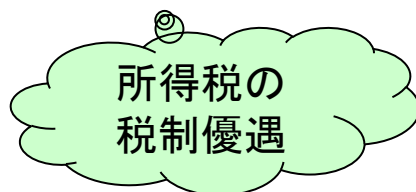
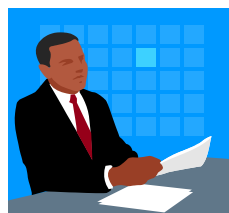
★ 税制優遇対象者

○ 青色申告者である全ての法人又は個人事業主が対象。

企業(法人)



個人事業主

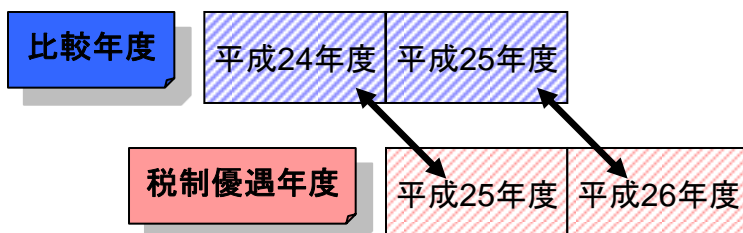


★ 適用期間

○ 2年間の時限措置。

- ・ 企業(法人) : 平成25年4月1日～平成27年 3月31日
- ・ 個人事業主 : 平成26年1月1日～平成27年12月31日

【企業(法人)の場合】



平成25年度～平成26年の各年度について、前年度(平成24年度～平成25年度)と比べて、障害者の「働く場」への発注額が増加した場合に、税制優遇が受けられます。

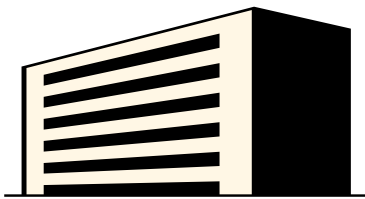


割増償却額

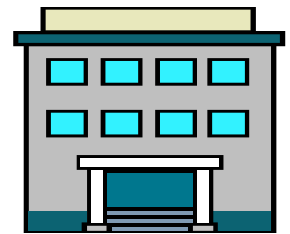
○ 割増して償却される限度額は前年度からの、発注増加額(※)

→ 前年度に発注が無い場合は、当該年度の「発注額」がそのまま「発注増加額」となります。

(※)ただし、対象となる固定資産の普通償却限度額の30%を限度となります。

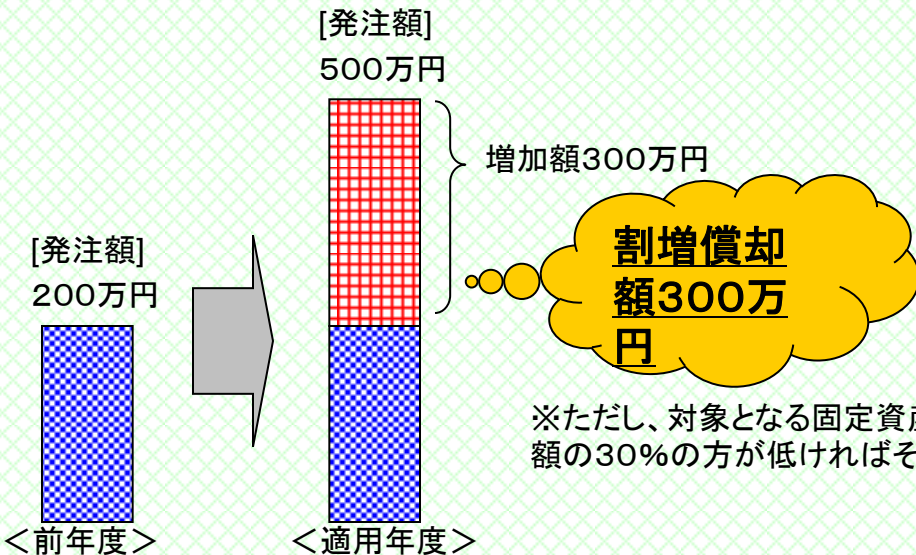


企業



障害者が働いている
就労移行支援事業所等

実際の割増償却額の例



※ただし、対象となる固定資産の普通償却限度額の30%の方が低ければその額となります。